

大分大学医学部附属病院救急蘇生運用・事後検証部会内規

令和３年７月２９日制定

令和３年医学部附属病院内規第４－１号

(趣旨)

第１条 この内規は、大分大学医学部附属病院救急蘇生等委員会細則（平成３１年医学部附属病院細則第４－６号）第９条第２項の規定により、大分大学医学部附属病院救急蘇生運用・事後検証部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第２条 部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (１) ラピッドレスポンスシステムの運用及び対応後の評価に関すること。
- (２) 院内救急コードの運用及び対応後の評価に関すること。
- (３) その他救急蘇生運用・事後検証に関し必要な事項

(構成)

第３条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (１) 高度救命救急センターの医師 若干人
- (２) 麻酔科の医師 若干人
- (３) 小児科の医師 １人
- (４) 医療安全管理部の医師 １人
- (５) 副看護部長 １人
- (６) 高度救命救急センター担当看護師長
- (７) 集中治療部担当看護師長
- (８) 医療安全管理部担当看護師長
- (９) 専門看護師又は認定看護師 若干人
- (１０) その他委員長が必要と認める者

２ 前項第１号から第５号まで、第９号及び第１０号の構成員は、救急蘇生等委員会委員長が指名する。

(任期)

第４条 前条第２項の構成員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第５条 部会に部会長を置き、構成員の互選によって選出する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。

(代理出席)

第6条 議長は、構成員が都合により部会に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該構成員が指名した代理者を部会に出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 部会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年7月29日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第1号から第5号まで、第9号及び第10号の構成員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。